

公益財団法人 生存科学研究所
賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第34条第4項の規程に基づき賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は定款第34条第1項で定める賛助会員とし、賛助会員は次のとおりとする。

(1) 個人会員

維持会員 : 下記以外の会員

シニア会員 : 75才以上の希望者

準会員 : 理事長が特別に会費を半額に認めた者

但し原則として2015年7月以前の入会者

ジュニア会員 : 30才未満の学生

(2) 機関会員

(入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入の上申し込むものとする。

(会費)

第4条 定款第34条第3項で定める賛助会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員

維持会員 : 年間1口 20,000円

シニア会員 : 年間1口 5,000円

ジュニア会員 : 年間1口 5,000円

(2) 機関会員

年間1口 10万円 (原則として3口以上)

(使途の特定)

第5条 賛助会費の使途については、理事会がこれを定める。

(会員への特典)

第6条 定款第34条第2項で定める会員への特典は、次のとおりとする。

- (1) 研究誌『生存科学』(年2回発行)と生存科学ニュース(3ヶ月毎に発行)
- (2) 研究誌『生存科学』への投稿資格
- (3) 研究所が開催する各種シンポジウム・講演会・懇談会への無料参加又は情報提供
- (4) 各種研究成果の配布とその利用
- (5) 研究受託、研究者・講師の派遣または紹介
- (6) 研究委員会への参加の前提条件付与
- (7) 機関会員の代表者またはその代理人に対する個人会員としての資格付与

(退会)

第7条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名または届出により退会する。

- 2 賛助会員が正当な理由なく1年以上賛助会費を納入しないときは、理事長は、賛助会員の権利を停止することができる。
- 3 賛助会員に、本法人の定める定款その他規程に著しく反する行為があった場合は、理事長はその賛助会員を除名する。
- 4 賛助会員に、本法人の目的にふさわしくない行為があった場合は、理事会の議決により、その賛助会員を除名することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年7月1日から施行する。